

しらねちくかっせいかけいかく
白根地区活性化計画

やまなし けん みなみ し
山梨県 南アルプス市

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	白根地区活性化計画
都道府県名	山梨県
市町村名	南アルプス市
地区名(1)	白根地区
計画期間(2)	平成 20年度～平成 22年度

目 標 :(3)

豊かな風土と農村景観を維持するため、農家と非農家等の地域住民が一体となり本地域の活性化を図る。具体的には農業用排水路を保全することにより 農業経営が安定し、農業所得が増え、農業者の意欲高揚が図られる。これにより農業離れに歯止めをかけ、農業者の流出を抑制し、定住の促進を図る。また地域住民と一体となって農業資源の保全及び管理を行い、コミュニティの向上に努め、優良農地の維持・保全を目指す。機能確保された農地面積23.1 haの増加、また優良農用地の増加を図るため、遊休農用地の 0.2 haの減少を目標とする。

また山梨県は、平成 19年 12月に策定した「やまなし農業ルネサンス大綱」に「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。本活性化計画に基づき、果樹産地強化のため次世代が意欲を持って農業に取り組みるように基盤整備を行い、また事業を通じ農家のみならず農村地域の住民が一体となって農村資源の管理・保全の体制づくりを進めることで、大綱に掲げる施策の実現にもつなげていく。

目標設定の考え方

地区の概要：

本地区は、南アルプス市の北部に位置し西側に南アルプス連峰の山々が連なり、中央部から東は、古来、御勅使川の氾濫によってできた扇状地が形成されている。その扇状地に広がる標高 300～ 400mの自然環境にも恵まれ緩やかな傾斜地の農業地帯である。年間平均気温は 2～ 27 で年間降雨量は 1,400～ 1,500mm、積雪は 12～ 3月で平年 1～ 3回で積雪量は少ないが乾燥した北風が強吹き凍霜害も発生している。かんがい用水は、富士川水系を水源としている徳島堰、四ヶ塚堰から配水から取水により確保され、農業の主要作物は水稻と桃、ぶどう、桜桃などを栽培する複合経営が基本的な地区である。

現状と課題

本地区の農用地区域は、区画未整備地区であるが用排水路はコンクリート水路であり、農道も随時整備され今日に至っている。しかし、用排水路は耐用年数が過ぎ老朽化が著しく、コンクリート水路の壁面や底面が浸食や崩壊が生じ機能低下している。このような状況下では計画的な水管理を行うことが出来ないため作物栽培に支障を来しており、さらに維持管理面にも多大な労力を要している。こうした、基盤整備の遅れ等により農業収益が低いことから、農業者の高齢化が進み後継者が育たない状況にある。更に、農村においては市街化が進行していることで非農家との混住化が広がり、農村コミュニティが欠如してきていることから、農業後継者の確保と優良農地の維持保全していく体制づくりが今後の課題である。

今後の展開方向等(4)

農家の高齢化も進み、収益性も低くなっている中、地域営農の体制づくりや担い手への土地利用集積を推進させる必要があり、効率かつ良質な農産物づくりが行える営農環境を整え、高収入で安定した農家の育成に努めるとともに、農地・水・環境保全向上対策の活用を通じ、農業者・非農業者等の交流を促進させ地域一体となった農村の確立を目指すことで、定住化を図っていくものである。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第 5条第 2項第 6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として 3年から 5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第 5条第 2項第 2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業 (1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
南アルプス市	白根地区	基盤整備(農業用排水施設)	南アルプス市	有り	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務 (4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項 (6)

--

【記入要領】

- 法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域 (1)

白根地区 (山梨県南アルプス市)	区域面積 (2)	23.1ha
区域設定の考え方 (3)		
法第 3 条第 1 号関係： 当該区域の総面積 23.1haのうち農地面積は 23.1haで 100%を占め、全てが農業従事者である。		
法第 3 条第 2 号関係： 当該区域は農業人口の減少、農業者の高齢化により農業離れが進んでいることから、農地の維持・保全に努めることで、定住化を図っていく。		
法第 3 条第 3 号関係： 当該区域は全て農振農用地区域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第 2 条第 2 号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第 3 条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園 (活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地 (農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積 (m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
											市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項 (農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
 - 2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
 - 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
 - 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
 - 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
 - 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益賃の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がなされ、機能が確保された農地の面積を現地で検証する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
- ・関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。